

令和3年9月1日改訂版における変更内容

○「岡山県建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準」の改正
この基準を令和3年8月3日付で改正しました。

○納税証明書（事業税納付済額証明書）の取扱いについて

納税証明書（事業税納付済額証明書）については、正本にコピーしたものを付しても認めることとしております。